

【復興交付金事業計画の個別事業の実績に関する評価様式】

事業番号：D-6-1

事業名：東日本大震災特別家賃低減事業

事業費総額：8,057千円（国費6,039千円）

事業期間：H27年度～R2年度

事業目的・事業地区

東日本大震災により甚大な被害を受けた鏡石町において、応急仮設住宅等に居住する低所得（月8万円以下）の被災者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、東日本大震災特別家賃低減事業を実施することにより、災害公営住宅の家賃を、一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化することを目的とする。事業地区は鏡石町東町である。

事業結果

平成27年3月末に完成した東町団地を4月から事業を開始し、令和2年度まで6年間にわたり、家賃算定基礎額と特定入居者負担基準額の差額を補助対象とし、その3/4である総額6,039千円の事業を実施し、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、述べ58世帯の被災者の居住の安定に寄与した。

年度	家賃算定基礎額	国費額	対象世帯数	管理開始団地名
27	10～33千円	992千円	8世帯	東町団地（鏡石町東町）
28	10～33千円	1,134千円	10世帯	東町団地（鏡石町東町）
29	10～33千円	1,093千円	12世帯	東町団地（鏡石町東町）
30	10～33千円	1,077千円	10世帯	東町団地（鏡石町東町）
1	10～33千円	996千円	9世帯	東町団地（鏡石町東町）
2	10～33千円	747千円	9世帯	東町団地（鏡石町東町）
合計	10～33千円	6,039千円	58世帯	東町団地（鏡石町東町）

事業の実績に関する評価

本事業を実施することにより事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、東日本大震災により財産を失った低所得の被災者延べ58世帯の家賃を10年かけて段階的に本来家賃とすることが可能となり、被災者の居住の安定に寄与した。

①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

令和3年3月時点において9世帯の被災者の居住の安定化に寄与しており、今後も最大6年度まで事業継続されることで、引き続き被災者の居住の安定化への寄与が見込まれることから、本事業は有効に活用されている。

②コストに関する調査・分析・評価

当事業については、通常の公営住宅家賃対策補助金の考え方と同様、各年度の10月1日を基準日として、収入が80千円以下の世帯を対象に、法令及び要綱に基づく算定手法により算出される家賃算定基礎額と特定入居者負担基準額の差額を補助対象とする事業であったことから、適正なコストにより実施できた。

③事業手法に関する調査・分析・評価

本事業の実施により、被災により収入の完全に途絶えてしまった被災者や、従前、持家に居住していた低額所得者の被災者が災害公営住宅に入居される際の家賃の負担感が緩和され、災害公営住宅による恒久的な生活再建に繋がったことから、事業手法としては適切であった。

事業担当部局

総務課 電話番号：0248-62-2117